

平成22年 輸出入検疫中に摘発された監視伝染病とその措置状況

家畜伝染病予防法第40条又は第45条の検査は係留して行い、同法施行規則第50条により、動物の種類ごとに係留期間が定められている。係留期間は検査の結果により延長される場合がある。又、輸出の場合は相手国側の条件により定められた期間係留される。

家畜伝染病予防法第46条第1項の規定に基づき、動物を検査した結果、家畜伝染病または届出伝染病の病原体により汚染している、又は汚染しているおそれがあると認められた場合、動物検疫所長は家畜防疫官に処置を行わせることができる（検査に基づく処置）。平成22年に輸出入係留期間中に検査に基づく処置を行ったものは表25のとおりである。

動物の輸出入検疫中に摘発された監視伝染病とその措置状況

(単位：頭、群数)

区分	輸出入の別	動物種	摘発疾病名	用途	仕出地域	総計	転帰				検疫場所	
							死亡	殺処分※1	返送	再検査後陰性/回復※2		
家畜伝染病	疑似患者	入	牛	ブルセラ病	乳用繁殖用	オーストラリア	2		2			新門司
		入	牛	アナプラズマ病	乳用繁殖用	オーストラリア	1		※3 1			新門司
		入	牛	ヨーネ病	肥育用	オーストラリア	4		4			新門司
		入	牛	ブルセラ病	肥育用	オーストラリア	8		8			新門司
届出伝染病	入	馬	馬パラチフス	乗用	ベルギー	1				1	成田	
	入	馬	馬インフルエンザ	乗用	ベルギー	5				5	成田	
	入	馬	馬インフルエンザ	乗用	フランス	2				2	成田	
	入	みつばち	ノゼマ病	繁殖用	オーストラリア	6		6			中部空港	
	入	みつばち	ノゼマ病	繁殖用	オーストラリア	10		10			関西空港	
その他	入	その他の偶蹄類	ヨーネ病	展示用	ニュージーランド	1		※4 1			神戸	

注) ※1 殺処分とは、輸入者の意向によるものも含む。

※2 再検査後陰性/回復について

再検査陰性とは、摘発疾病を疑われたが係留を延長後再検査を行い、感染を広げるおそれがないことを確認し解放されたもの。

回復とは、検査を行い陽性であったが係留の延長を行い係留期間中に回復し、伝染性疾病を広げるおそれがないことを確認し解放されたもの。

※3 ブルセラ病の殺処分個体と同一個体。

※4 当該個体については、PCR陽性となり自衛殺処分後、菌分離されたため、ヨーネ病と確定された。